滋賀県告示第 403 号より関係部分を抜粋

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	許可をすべき船舶等 の数または漁業者の 数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操	業	区	域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
手繰第1種漁業	25 隻(者)以下	5トン以下	127 キロワ	琵琶	湖大橋	の堅田	行き	7月20日から	滋賀県に住
(ごり沖びき網	(現に許可または起		ット以下	車線	区分線	から北	[側へ	翌年2月末日まで	所を有する
漁業)	業の認可を受けてい			500	メート	ルの距	離の		者
	る船舶の数:85 隻)			線以	北の琵	琶湖			
手繰第1種漁業	28 隻 (者) 以下	5トン以下	127 キロワ	琵琶	湖大橋	の堅田	行き	2月1日から	滋賀県に住
(あゆ沖びき網	(現に許可または起		ット以下	車線	区分線	から北	[側へ	2月末日まで	所を有する
漁業)	業の認可を受けてい			500	メート	ルの距	離の		者
	る船舶の数:82 隻)			線以	北の琵	琶湖			
手繰第1種漁業	22 隻 (者) 以下	5トン以下	127 キロワ	琵琶	湖大橋	の堅田	行き	8月1日から	滋賀県に住
(その他の沖び	(現に許可または起		ット以下	車線	区分線	から北	[側へ	翌年4月30日まで	所を有する
き網漁業)	業の認可を受けてい			500	メート	ルの距	離の		者
	る船舶の数:88 隻)			線以	北の琵	琶湖			

2 申請期間 令和4年10月19日から令和4年11月18日まで